



2 環活第 306 号

令和 2 年 10 月 30 日

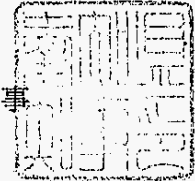
中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

林 欣吾 様

愛知県知事



(仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書についての知事意見  
について (通知)

このことについて、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添 1 のとおりです。

なお、関係市町長 (田原市長及び南知多町) の環境の保全の見地からの意見は、別添 2 のとおりです。

担当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電話 052-954-6211 (ダイヤル)

## (仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書についての知事意見

事業者は、「1 事業計画の見直し」を踏まえて、事業計画を見直す必要がある。

その上で、「2 全般的事項」以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

### 1 事業計画の見直し

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである

一方、本事業は、事業実施想定区域（以下「区域」という。）のうち、風力発電機設置想定範囲の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、A案は大部分が保安林に指定されており、B案は大部分が砂丘植生が分布する砂浜であることから、いずれの案についても、重要な自然環境のまとまりの場となっている。事業者は、これらの指定等の範囲を考慮して区域を設定しておらず、区域内には動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性が高いことから、動物及び植物の生息・生育環境の保全の見地から区域が検討されているとは言い難い。

したがって、本配慮書は、配慮書手続の趣旨である、事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分であり、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画の見直しを行うこと。

### 2 全般的事項

- (1) 方法書においては、対象事業実施区域の設定経緯を丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。
- (3) 区域周辺には、既設風力発電所が稼働していることに加え、建設中及び計画中の風力発電所があることから、騒音、風車の影、動物及び景観に関して、本事業との累積的影響が懸念される。

このため、既設風力発電所に係る騒音の状況及び鳥類の風力発電機への衝突状況等に関する情報収集に努めるとともに、当該情報を踏まえ、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

### 3 騒音及び超低周波音、風車の影

区域周辺に特別養護老人ホーム及び住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り特別養護老人ホーム及び住宅等から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

### 4 水質

工事中に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水による海域環境への影響が懸念される。

このため、事業計画の検討に当たっては、海域環境への影響をできる限り回避、低減すること。

### 5 動物、植物及び生態系

(1) 区域及びその周辺はサシバ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があり、また区域周辺には重要野鳥生息地（IBA）に指定された伊川津があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

なお、調査においては、飛翔軌跡、飛翔高度、既設風力発電所等の構造物に対する回避行動、餌場やねぐら等への移動経路及び渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、鳥類の渡りは昼間だけでなく、夜間も行われていることから、夜間の渡りに関する調査の実施についても検討すること。

(2) 区域周辺にはハギクソウの群落等が確認されており、区域内にもハギクソウ等の重要な種が生育している可能性があることから、地形改変及び施設の存在に伴う植物への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

(3) 区域及びその周辺には、重要な自然環境のまとまりの場が存在するなど、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性があることから、動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

## 6 景観

区域周辺に主要な眺望点等が存在することから、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、景観への影響を回避、低減するとともに、主要な眺望点等から展望する場合の著しい妨げにならない事業計画とすること。

また、調査、予測及び評価の手法の検討に当たっては、眺望点となる施設の管理者及び利用者、地域住民並びに関係自治体等の意見を踏まえること。

## 7 その他

(1) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

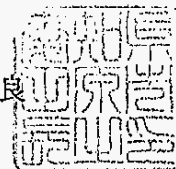
(2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。



20田環第307号  
令和2年9月7日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



(仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書について (回答)

令和2年8月25日付け2環活第208号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音等による地域住民の生活環境への影響を回避又は極力低減するような風力発電施設の配置等を検討すること。
- 2 鳥類等の野生動植物の生息・生育への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備の配置等を検討すること。
- 3 主要な眺望点からの眺望景観について配慮をすること。

以上

担 当 市民環境部 環境政策課  
TEL 0531-23-3541





2南知多環第1109号  
令和2年9月7日

愛知県知事 大村秀章 様

知多郡南知多町長 石黒和彦



(仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書について (回答)

令和2年8月25日付け2環活第208号で照会のありましたこのことにつ  
きましては、意見はありません。

担当 厚生部環境課 環境保全係  
電話 0569-65-0711 (内線133)  
FAX 0569-65-0694  
Eメール [kankyo@town.minamichita.lg.jp](mailto:kankyo@town.minamichita.lg.jp)

